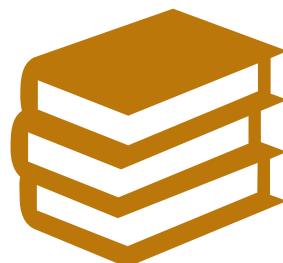
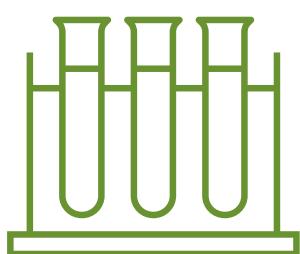


研究活動における 不正行為防止マニュアル

岩手大学 2025.12



1 - 1. 研究活動における不正行為とは

本学では「研究活動における不正行為」を「研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為」と定義しています。

具体的には以下のようないふるい行為が該当しますが、故意によるものだけでなく、研究者として当然知っているべき基本的な注意義務（ルール）を怠った場合でも不正行為と判断されます。

特に「捏造」「改ざん」「盗用」は特定不正行為と呼ばれ、研究活動の信頼性に深刻な影響を及ぼすものとして、これらの行為を行った者には厳しい処分・措置が行われます。

さらに、不正行為を行った当人だけでなく、研究室の他の教職員・学生、他大学等の共著者、研究協力者など多くの関係者に多大な労力と不利益を与えることになり、信頼回復には長い時間を要することになります。

特定不正行為

捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成する行為

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為

盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為

その他の不正行為

・二重投稿

複数の学術雑誌等に実質的に同一内容の論文等を投稿すること

・不適切なオーサーシップ

論文の内容にほとんど貢献していない者を著者に入れる、逆に重要な貢献をした者を著者に入れずに論文等を投稿すること

その他、著者の論文等への貢献が適切に公表されいない場合も含まれる

1 - 2 . 不正行為の事例

事例①

最初の実験で思った以上に時間がかかってしまって、予定していた実験を全て行う余裕がなくなってきた。

研究室のストレージに過去に行った類似の実験データが残っているのを見つけ、それを流用して実験を行ったように論文に書いた。



捏造

事例②

何日もかけてサンプルを作成して分析を行ったが、サンプル間で予想していた程の有意差は出なかった。

分析結果のデータの一部を書き換えて他の共同研究者に分析結果を提示し、その分析結果をもとに論文を発表した。



改ざん

事例③

博士論文を執筆していたが、結論部分の文章がうまくまとまらなくて悩んでいた。

他大学の研究紀要を読んでいたら、とある研究レポートに自分が書きたかった事とピッタリあてはまる記述があったので、引用を入れることなく論文に書いた。



盗用

実際に起きた不正行為の事例

A大学元大学院生

内容：自身が筆頭著者の論文及び博士論文で、研究の重要な部分にあたる図の一部を切り貼りして作成したことが発覚し「捏造」及び「改ざん」の認定を受けた。

処分：**博士の学位及び課程修了の取消し**

B大学教授

内容：論文用に生データを加工する段階で、論文の主張に有利なようにデータを書き換えていたことが発覚し「改ざん」の認定を受けた。

処分：**懲戒処分（内容は非公表）**

その他、**国の競争的研究費等の資格制限措置（5年間）**を受けた。

2 - 1. 不正行為や不適切な行為とならないために①

研究計画の作成から研究実施にあたって気を付けること

- 研究の目的は明確ですか？
- 先行研究の内容をよく吟味して研究計画を立てましたか？
- サンプリングや分析方法、データの収集方法は研究目的と照らし合わせて妥当なものになっていますか？
- 研究に関連する法令・規定を確認し、法令等を遵守して研究を行っていますか？
- 動物実験や人を対象とする研究など必要な学内審査や配慮すべき事項を確認しましたか？
- 実験ノート・観察ノートの作成・保存、生データや実験で扱った試料の保存はできていますか？
- 大学の不正行為防止規則の内容を確認していますか？

実験ノート・研究データ等の保存・管理

実験ノート・観察ノート、生データや作成した研究試料のほか、研究のために収集した資料やデータは研究成果の信頼性を担保するものであり、研究成果の発表後も適切に保存・管理することが欠かせません。また、万が一、不正行為の疑いをかけられた時は、実験ノートや生データ、保存試料がその疑惑を晴らす唯一の物的証拠になります。

岩手大学では、「研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察ノート等の作成・保管及び研究成果の発表のもととなった研究資料等の保存を行うとともに、必要な場合にはそれを開示しなければならない」としており、「研究資料の保存期間は、原則として、当該学術論文等の発表後5年間」と定めています。

2-2.不正行為や不適切な行為とならないために②

論文投稿等の研究成果の発表にあたって気を付けること

- 自分が所属する学会等の倫理規定や論文投稿規定の内容を確認していますか？
- 論文等に使用する画像や表・グラフ、実験の方法の記載は実験ノート・観察ノート、生データと整合性が取れていますか？
- 論文等に書かれたとおりに実験が再現できることを確認していますか？（※検証可能な実験記録・データを提示できますか？）
- あえて都合の悪いデータ・資料を排除したり、無理な解釈を行っていませんか？
- 盗用や二重投稿とならないように、先行研究や既発表の著作物の表現、内容には引用または参照であることを適切に示していますか？（※過去に自分が発表した論文等から引用する場合も同様です。）
- 共著者がいる場合は、オーサーシップについてそれが寄与した部分を当事者間で確認して合意が取れていますか？
- 論文の最終原稿を共著者全員で確認し、合意が取れていますか？（※論文の内容に責任を負うのは「共著者全員」です。）

国立研究開発法人科学技術振興機構「研究者のみなさまへ～責任ある研究活動を目指して～」（令和6年3月）を参考に作成

発表した研究成果に対する責任

※論文にしても学会発表にしても、一度発表したものは論文等を撤回したところで無かったことにはできません。学生であっても論文発表や学会発表等を行う時は一人の研究者として見なされ、発表した研究成果に対して責任を負うことになります。**研究成果の発表にあたっては、実験ノートや一次データの確認、データ処理は適切か、引用漏れはないか、論文の記述に問題はないかなど、指導教員や共著者、同じ研究室のメンバーとの間で互いにチェックする習慣づけが大切です。**

3. 不正行為を行ったと認定された場合の措置

特定不正行為を行ったと認定を受けた場合、教職員は職員の懲戒規則、学生は学生の懲戒に関する規則により懲戒審査・処分の対象になります。特定不正行為以外の不正行為を行ったと認定を受けた場合でも、懲戒規則に則り処分を受けることがあります。

特定不正行為を行ったと認定された場合・・・

- ・懲戒処分
- ・調査結果の公表（本学及び文部科学省ウェブサイト）
- ・特定不正行為があったと認定された研究活動の停止
- ・論文の取り下げ・撤回の勧告
- ・国の競争的研究費の応募制限措置（最大10年）

・不正行為に関与した者

直接的に不正行為を行った者。さらに不正行為（の疑い）があることを認識した状況で当該論文等を投稿した著者も「不正行為に関与した者」に該当します。

認定区分

・不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者

責任著者や研究室の主宰者（PI）など指導的立場にある著者は、不正行為に直接関与していないとも研究の実施や論文等の投稿にあたって監督責任を果たしていない場合は懲戒処分の対象や国の競争的研究費の応募制限措置の対象になり得ます。

国^の競争的研究費への応募制限措置

不正行為にかかる応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間
不正行為に 関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2~3年
	不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		2~3年

4. 研究倫理を学ぶ・身に付ける

本学では研究活動における不正行為防止を目的に研究倫理教育計画を策定し、研究活動及び研究支援業務に従事する教職員、大学院生に研究倫理教育の受講を義務付けています。

研究倫理教育は、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の提供するe-ラーニング教材（eAPRIN）を使用しており、教員、研究員及び研究支援業務に従事する職員は採用時及び採用以降は5年に1回、大学院生は入学時に全員受講する必要があります。

研究倫理教育教材

■ APRIN e-ラーニングプログラム（eAPRIN）

<https://edu.aprin.or.jp> ※教職員・大学院生必修

そのほか、研究倫理を理解するうえで以下の教材も参考になりますので、積極的に活用してください。

- 「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得ー」
(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)
<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>
- JST研究公正ポータル 研究倫理教育映像教材「倫理の空白」
https://www.jst.go.jp/kousei_p/measuretutorial/mt_movie.html

岩手大学の研究者行動規範・関係規則

本学の研究者行動規範のほか、不正行為防止に関する関係規則を以下のURLに掲載しています。

https://www.ccrd.iwate-u.ac.jp/kenkyu_top/compliance/

岩手大学研究支援・産学連携センター
Home > 研究支援 > 研究コンプライアンス



The screenshot shows the 'Research Compliance' section of the university's website. The left sidebar includes links for 'Research Support', 'Industry-Academic Cooperation', 'Researcher Support', 'Graduate School', 'Regional Students', and 'Researcher Database'. The main content area has three main sections: 'Research Compliance', 'Research Ethics', and 'Research Integrity'. Each section contains several sub-links related to research guidelines and policies.

5. 不正行為に関する通報窓口

研究活動における不正行為について、本学では下記のとおり通報窓口を設置しています。

通報窓口

受付窓口：岩手大学 研究・地域連携部
研究・地域連携課（地域協創推進棟103室）

〒020-8550 盛岡市上田三丁目18番33号

電話：019-621-6048

E-mail : kkousei@iwate-u.ac.jp

受付時間：平日 8：30～17：15

6. 本書に関するお問い合わせ先

研究・地域連携部 研究・地域連携課総括・企画グループ
(地域協創推進棟103室)

〒020-8550 盛岡市上田三丁目18番33号

電話：019-621-6851

E-mail : ksokatsu@iwate-u.ac.jp